

令和3年3月1日から要件を変更しました。

東広島市テナント事業者家賃等支援事業補助金

昨今の新型コロナウイルス感染症拡大によるテナント事業者への影響を考慮して、補助対象者の要件を緩和し、申請期限を延長させていただきます。

※ 既に準備をされていた方には大変申し訳ございませんが、新しい申請書のご利用をお願いします。

主な変更点

項目	変更前	変更後
補助対象者の要件	令和2年12月から令和3年2月までの売上高について、直近1か月で前年同月比が50%以上又は連続する直近3か月の平均売上高が前年同期比30%以上減少していること。 ただし、前年の売上高等を比較できない場合は、直近1か月の売上高が、直近1か月を含む直近3か月間の平均売上高と比較して、30%以上減少していること。	令和2年12月、令和3年1月又は令和3年2月 いずれかの月の売上高 について、前年同月比が 30%以上減少 していること。 ただし、令和2年2月2日以後に開店した場合は、令和2年2月から令和3年1月まで、最も売上が高い月の売上と比較し、 30%以上減少 することなど緩和（開店日により要件が異なりますので、詳しくはHPなどをご覧ください）。
申請期限	令和3年3月12日(金)	令和3年3月19日(金)

補助対象者

((1)～(4)を全て満たす中堅企業・中小企業等)

- (1) 市税の滞納がなく、市内において自ら営む事業のために家賃などを支払っている者
- (2) 令和2年12月、令和3年1月又は令和3年2月の売上高について、新型コロナの影響などにより、前年同月比が30%以上減少していること。(新規創業者の売上比較方法はHPなどをご覧ください。)
- (3) 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払済みであること
- (4) 広島県が実施する「広島積極ガード店」(飲食業)又は「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」(全業種)に登録していること

補助金額

テナント事業者が店舗等の賃料として支払った令和3年1月分から同年3月分までの家賃等(税抜、千円未満切り捨て)。また、次の条件により補助金上限額を設定します。

	補助対象経費にかかる条件	減少率	限度額
1	令和2年12月、令和3年1月又は2月と前年同月比の売上高を比較	70%以上	15万円/月 (3か月最大 45万円)
2	令和2年12月、令和3年1月又は2月と前年同月比の売上高を比較	30%以上から 70%未満	10万円/月 (3か月最大 30万円)
令和2年2月2日以後に開店した場合			
3	基準月と比較月の売上高を比較 (開店日により要件が異なります。)	30%以上	10万円/月 (3か月最大 30万円)

申請方法

※申請は、1物件当たり1回限り

(専用ホームページ)

- ①郵送申請又は専用サイトによる電子申請②窓口申請(事務局で受付・要予約)
「東広島市テナント事業者家賃等支援補助金交付申請書」に必要な書類を添えて提出してください。
【必要書類】・営業実態が確認できる書類(写し可)・誓約書兼同意書・交付金額及び売上高確認書
・売上高が確認できる書類・賃貸借契約書(写し可) など



申請に関するお問い合わせ/受付場所/窓口申請の予約

東広島市テナント事業者家賃等支援事業事務局 〒739-0025 東広島市西条中央七丁目2番35号

電話番号：082-420-0303 (中小企業等緊急相談窓口と共用)

E-mail: hghiroshima-tenant@or.kntcs.co.jp

HP: <https://higashi-hiroshima-tenant.com/>